

# 旧統一教会に「返金求めよ」

## 合意書は無効 3件

### 司法判断

主張したが、高裁は「女性が法的意味を十分理解して署名押印したとは認められない」と退けた。

一方、署名や押印があり形式が整っているとして、裁判所が有効と認めたケースもあるという。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の高額献金を巡り、教団側と信者の間で交わされた返金請求をしないとの合意書や急書を無効とする司法判断が、少なくとも3件あることが、全国靈商法対策弁護士連絡会への取材で分かった。書面の存在により請求をためらうものいるときれ、同連絡会は「いつした判断の横み重ねが、潜在的な被害の掘り起しへつながる」と指摘している。

東京高裁は11月15日、信者たった女性側と教団が2015年6月に交わした「将来にわたり献金返還など裁判上・裁判外を問わずいかなる請求も行わない」として合意書を無効とした訴えを却下した。審理を差し戻した。

東京地裁判決を取り消し、審理を差し戻した。教団側は「将来の無用の紛争を防止する趣旨」であり、顧問弁護士が立ち会つて合意書の内容を説明した。

関係者によると、合意書は教団がコンプライアンス徹底を宣言した8年た」として合意書を無効とした別の訴訟で、20年2月の東京地裁判決は「何ら説明もなく請求権を放棄させた」として合意書を無効とされた。裁判所が有効と認めたのは、21年3月には東京地裁が、返金を求めるとの書面は「請求権がないとの錯認の状態に陥っている」とを利用した」として請求権を無効と認め、東京高裁判も支持した。

合意書などを巡る3件の司法判断	
東京地裁 2020年2月	何ら説明もなく請求権を放棄させた。合意書は無効
東京地裁 21年3月	請求権がないとの錯誤があった。請求放棄は無効 (東京高裁も支持)
東京高裁 23年11月	法的意義を十分理解して署名押印したとは認められない。 公序良俗に反し無効